

風俗営業等を営む皆様へ

受動喫煙防止対策を盛り込んだ、改正健康増進法が、
2020 年4月1日に施行されます。

それに伴い、営業されている風俗営業所等の客室内に
喫煙専用室等を設置する場合には、事前の申請、または、
事後の届出が必要となります。※

手続きが必要なのは、

- ・風俗営業店
- ・特定遊興飲食店
- ・深夜酒類提供飲食店

となります。

なお、適正な手続きがなされなかった場合には、風俗営
業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に該
当するため、確実な手続きをお願いします。

(※ 喫煙専用室等の設置に係る対応要領は、個々に異
なりますので、事前に所轄の警察署によくご相談して進め
てください。)